大阪市区役所附設会館条例における「入場料その他これに類する料金の徴収」 の取扱いについて

大阪市区役所附設会館条例において、「入場料その他これに類する料金を徴取する場合」 の施設使用料については通常料金の1.5倍の料金を徴収することとされており、以下の取り 扱いとする。

1 「入場料等徴収」の定義

「入場料その他これに類する料金の徴収」とする範囲としては、「入場料」など利潤を含む 金銭のやり取りが行われている利用形態のことを指すと考え、単純なチケット販売の形だ けではなく、物品販売等も含めた営利目的の利用も「入場料その他これに類する料金」の うちに含めて考える。

ただし、主催者が会費等を徴収するとしても、テキスト代、材料費など主催者側に利益が上がらず、参加者から徴収した金員が実施に必要な経費と相償する程度のものである場合は、「実費弁償」として割増料金は取らないものとする。

2 確認方法

- ・ 主催者が「入場料等徴収」であると認め、割増料金に同意している場合は、割増料金 を適用する。→確認は不要
 - ただし、利用日までに、事情の変更があり、「収支計画書」が提出され、利益があがらないことが確認できた場合は、還付手続きを行う。
- ・ 主催者が「入場料等徴収」であると認めるが、「実費弁償」を主張し、割増料金の適用 に同意しない場合は、「収支計画書」の提出を依頼し、「収支計画書」上、利益があが らないことが確認できた場合は、通常料金を適用する。ただし、主催者が、「収支計画 書」の提出をしない場合は、割増料金を適用する。
- ・ 「収支計画書」上、利益があがらないことを確認し、通常料金を適用していたが、利 用日までに事情の変更があり、利益があがると確認できた場合は、追徴する。
- ※ 利用日後に申請と異なることが判明した場合、現行の条例の定めにおいては、利用日以降における追徴及び還付はできない。
- ※ 主催者が申込時に「入場料等徴収」なしと申請していて、利用日までに、入場券を 販売しているなどが判明した場合は、「収支計画書」の提出を求め、利益があがると 確認できた際は追徴する。
- ※ 申し込みにあたっては、「□利用者に申込内容に虚偽がないことを誓約する」にチェックをさせておく。

3 窓口での手続きイメージ

